

## 【支援対象拡大版】 長岡市事業継続緊急支援金 FAQ

### Q:水道料金・下水道使用料を確認する書類とは何ですか？

※以下のいずれかの書類

〈中之島地域以外の長岡市内地域〉

- 水道・下水道 使用量・料金等のお知らせ（兼 口座振替領収書）
- 水道料金 下水道使用料 納入通知書 兼 領収書
- 水道料金等納入通知書 ※検針月の22日ごろ発送されるもの
- 支払いがわかる記帳された通帳の写し ※上記を紛失した等の場合
- 貸主からの請求金額がわかるもの ※賃借店舗等

〈中之島地域〉

#### ①水道料金・・・見附市発行のもの

- 上下水道使用量のお知らせ（兼 口座振替済通知書）
- 水道料金 納入通知書 兼 領収書
- 水道料金等納入通知書 ※検針月の15日ごろ発送されるもの
- 支払いがわかる記帳された通帳の写し ※上記を紛失した等の場合
- 貸主からの請求金額がわかるもの ※賃貸店舗等

#### ②下水道使用料・・・長岡市

- 長岡市下水道使用料のお知らせ（兼 口座振替領収書）
- 下水使用料 納入通知書 兼 領収書
- 水道料金等納入通知書 ※検針月の22日ごろ発送されるもの
- 支払いがわかる記帳された通帳の写し ※上記を紛失した等の場合
- 貸主からの請求金額がわかるもの ※水道料金に含まれている場合は不要です。

### Q:水道料金・下水道使用料については貸主から毎月請求されているが、こういった書類を提出すればよいか？

A:貸主からの請求額がわかる書類（請求書や定額の場合は賃貸借契約書等）の写しを添付してください。申請額はその書類で示されている額の2か月分（消費税抜、千円未満切り捨て）を記入してください。

### Q:固定資産税のうち対象となるものは？

A:本支援金において対象となる固定資産税の内訳は「家屋（事務所や店舗等）」「償却資産」です。また、「家屋」の都市計画税も対象です。いずれも「土地」は対象外です。免税点（固定資産課税標準額が家屋は20万円、償却資産は150万円に満たないもの）以下で課税されていない場合は、対象となりません。

**Q:固定資産税の名義人と支払人（支援金申請者）が違う場合は申請できるか？**

A:固定資産税の名義人と支払っている納税者が違う場合でも申請できます。その際、原則として支払人と支援金申請者は同一でなければなりません。書類を審査する際に、領収書や支払いを証明する申請者の通帳の写し等を求める場合があります。あらかじめご了承ください。

**Q:貸しビルを所有しており、そのテナントとしても自社で店舗を運営しているが、家賃等相当額の支援と、固定資産税等相当額の支援の両方に申請できるか？**

A:本支援金の申請は1事業者1回のみとなります。重複して申請することはできません。この場合、いずれかの支援メニューを選択の上申請してください。

**Q:自己所有の自宅を事務所としている場合は申請できるか？**

A:法人でも個人事業主でも申請できますが、事務所（店舗）として使用している固定資産税額分を按分してください。家屋における事務所用部分の面積比率を算出するなど、合理的な按分方法で計算してください。

**Q:自宅を事務所としており、固定資産税は親族が支払っている場合は申請できるか？**

A:申請者は原則として固定資産税を支払っている者と同一です。この場合は、申請できません。

**Q:納税通知書を紛失したが、どうすれば良いか？**

A:本支援金の申請にあたり納税通知書を紛失したため申請できない場合は、長岡市役所窓口にて納税通知書を再発行いたしますので、長岡市資産税課まで御相談ください。

**Q:すでに本支援金の家賃等相当額の支援金が交付されているが上限額に満たないため、水道・下水道料金を追加で申請できるか？**

A:すでに交付されており、上限額を満たしていない事業者の方々には、長岡市産業支援課より追加申請のお知らせを送付します。水道・下水道料金がわかる添付書類をご準備ください。